

小林斎場整備運営事業
事業契約書（案）の修正について
【新旧対応表】

令和5年10月5日
大 阪 市

事業契約書(案)の修正内容

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	条	1	(1)	ア	項目等	旧	新
1	契約約款	27	8	76				(設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の前払い)	(設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の一時支払金の前払い) 第76条 事業者は、保証事業会社と、引渡予定日を保証期限とする公共工事の前 払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証 契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を本市に寄託した後、公共 工事の前払金に関する規則(昭和28年大阪市規則第32号)及び公共工事の前払金 取扱要項に基づき、 <u>前払金</u> の支払いを本市に請求することができる。	(設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の前払い) 第76条 事業者は、保証事業会社と、引渡予定日を保証期限とする公共工事の前 払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証 契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を本市に寄託した後、公共 工事の前払金に関する規則(昭和28年大阪市規則第32号)及び公共工事の前払金 取扱要項に基づき、 <u>設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の一時支払金の 前払金</u> (以下「前払金」という。))の支払いを本市に請求することができる。
									8 第1項の前払金の率は、設計費等については10分の3、建設・工事監理費等につ いては10分の4とする。	8 第1項の前払金の率は、設計費等については一時支払金の10分の3、建設・工 事監理費等については一時支払金の10分の4とする。
2	契約約款	28	8	77				(保証契約の 変更)	-	(保証契約の変更) 第77条 事業者は、前条第5項の規定により、受領済みの前払金に追加してさらに 前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保 証証書を本市に寄託しなければならない。 2 事業者は、前項に定める場合のほか、設計及び建設・工事監理業務のサービス 対価が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を 直ちに本市に寄託しなければならない。 3 事業者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、本市 に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
3	契約約款	28	8	78				(保証契約の 解除)	-	(保証契約の解除) 第78条 事業者は、保証契約が解除されたときは、既に支払われた前払金の全部 又は一部を本市に返還しなければならない。
4	契約約款	28	8	79				(前払金の使 用等)	-	(前払金の使用等) 第79条 事業者は、前払金を設計及び建設・工事監理業務の材料費、労務費、機 械器具の賃借料、機械購入費(設計及び建設・工事監理業務において償却される 割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補 償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはな らない。

事業契約書(案)の修正内容

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	条	1	(1)	ア	項目等	旧	新
5	契約約款	29	8	80				(一時支払い)	-	(一時支払い) 第80条 事業者は、本施設の引渡し前に、各年度の出来高に相応する設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の10分の7.5以内の額について、次項以下に定められるところにより一時支払いを請求することができる。ただし、この請求は、令和7年4月、令和8年4月、令和9年4月に限られ、各年度の出来高は、別紙4 表2「ア施設費」の「調査・設計費(調査費、基本設計費、実施設計費を含む。)」のうち実施設計費、「建設工事費(本施設の建設工事のほか、火葬炉設置工事費、既存小林斎場の解体・撤去工事費、什器・備品等の調達及び設置費、外構工事費に係る費用を含む)」のうち什器・備品等の調達及び設置費を除く建設工事費及び工事監理費を対象とする。 2 事業者は、一時支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の工事費積算内訳書を本市に対して提出しなければならない。 3 事業者は、前項に基づいて提出した工事費積算内訳書について本市の承認を受けたときは、当該出来形部分の一部完成検査を実施の上、本市に対し、当該出来形部分に関する完成図書類を提出しなければならない。 4 事業者は、前項に基づいて提出した完成図書類について、本市の承認を受けたときは、一時支払いを請求することができる。この場合において、本市は、事業者から請求を受けた後、14日以内に一時支払金を事業者に支払うものとする。 5 一時支払金の額は、次の計算式により算定する(なお、次の計算式により算定される一時支払金の額が負の値となる場合は、一時支払金の額はゼロ円とする。)。この場合において、出来高金額は本市と事業者とが協議して定める。ただし、本市が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、本市が定め、事業者に通知する。 一時支払金の額$\leq$(出来高金額$\times$7.5$\div$10)—(既に支払済みの設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の前払金額及び一時支払金の額) 6 第1項の規定により一時支払いの対象となった出来形部分の所有権は、一時支払金の支払いにより、事業者から本市に移転するものとする。ただし、第39条 に規定する本施設の引渡しが完了するまでの保管は事業者の責任とし、引渡し完了前に生じた損害については、第36条 の規定を準用する。
6	契約約款	34	10	88	4	(1)	ア	(本市による本契約の終了)	事業者は、本市に対し、別紙4 に記載する「サービス対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10の違約金を直ちに支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、本市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。	事業者は、本市に対し、別紙4 に記載する「サービス対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10の違約金を直ちに支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、本市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。 <u>この場合において、本市は、第38条 の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供(本施設の設計及び建設・工事監理業務に係る債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結を含む。)が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって、事業者からの違約金の支払いに充当することができる。</u>
7	契約約款	35	10	88	4	(1)	ウ	(本市による本契約の終了)	-	本市が、出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利を行使した場合において、第76条 の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第80条 の規定による一時支払いをしているときは、その一時支払いにおいて償却した前払金の額を控除した額)を出来形部分に相応する設計及び建設・工事監理業務のサービス対価から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、事業者は、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の利息を付した額を本市に返還しなければならない。

事業契約書(案)の修正内容

No	契約書・ 契約約款・ 別紙番号	頁	章	条	1	(1)	ア	項目等	旧	新
8	契約約款	35	10	88	4	(2)	ア	(本市による 本契約の終了)	事業者は、本市に対し、維持管理及び運営業務の当該事業年度のサービス対価（消費税等相当額を含む）の100分の10に相当する金額の違約金を支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、本市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。	事業者は、本市に対し、維持管理及び運営業務の当該事業年度のサービス対価（消費税等相当額を含む）の100分の10に相当する金額の違約金を支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、本市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。 <u>この場合において、本市は、第63条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供（本施設の維持管理及び運営業務に係る債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結を含む。）が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって、事業者からの違約金の支払いに充当することができる。</u>
9	別紙4 サービス対 価の支払方	53			3		②	支払方法	<u>②本施設の設計及び第2期建設工事部分の建設・工事監理業務のサービス対価の支払方法</u>	②第2期建設工事部分の建設・工事監理業務のサービス対価の支払方法